

訪問リハビリテーション
介護予防訪問リハビリテーション
運営規程

令和6年 6月 1日

医療法人社団 静和会 静和記念病院

訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション運営規程

（事業の目的）

第1条 医療法人社団 静和会 静和記念病院が開設する指定訪問リハビリテーション事業所(以下「事業所」という。)が行う指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションの事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たる者(以下「従業者」という。)が、医師の指示に基づき、指定訪問リハビリテーションの必要を認めた要介護状態又は要支援状態にある高齢者(以下「要介護者等」という。)の自宅を訪問し、適正な指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションを提供することを目的とする。

（運営の基本方針）

第2条 事業所の従業者は、要介護者等の心身の特性及び機能状況を踏まえて、可能な限りその居宅においてその有する能力に応じた個々の自立した日常生活が営めるよう、利用者の居宅において、必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図るものとする。

2 事業の実施にあたっては、居宅介護支援事業者その他、保健医療福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市区町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努めることとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 医療法人社団 静和会 静和記念病院
- (2) 所在地 札幌市西区八軒5条東5丁目1番1号

（職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者

管理者は、医師（常勤）1名とし、事業の従業者及び業務の管理を一元的に行う。

(2) 従業者

勤務する職員の職種、従業者数及び職務内容は、次のとおりとする。

- ① 医師1名（常勤）以上
- ② 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（常勤）5名以上、

従業者は、訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションの提供を行う。

（営業日及び営業時間）

第5条 営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日

月曜日から金曜日までとする。但し、12月30日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間

午前8時00分から午後5時00分までとする。

(3) サービス提供時間

午前9時00分から午後0時30分及び午後1時30分から午後5時00分までとする。

(通常の事業の実施地域)

第6条 通常の実施地域は、次のとおりとする。

事業所の近隣を中心とした札幌市西区内の地域とし、区の境界を超える地域等は相談の上決定する。

(訪問リハビリテーションの内容及び利用料)

第7条 指定訪問リハビリテーションの内容は次のとおりとする。

- (1) 理学療法士等が評価し、利用者の心身機能に合わせた個別プログラムの提供。
- (2) 理学療法等の実施及びリハビリテーション指導。
- (3) 日常生活動作や在宅生活環境の改善へ向けた具体的な改善策の提案及び必要な情報の提供。
- (4) 健康状態の確認。

2 本事業に係る利用料は下記のとおり徴収する。

- (1) 法定代理受領分 : 介護報酬の告示上の額。
- (2) 法定代理受領分以外 : 介護報酬の告示上の額。

3 その他の費用

- (1) 本事業のサービスにおいて提供されるものの内、日常生活において通常必要となるものに係る費用。
- (2) 第6条に規定する通常の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う指定訪問リハビリテーションに要する交通費については、実施地域を越えた地点から、片道5キロメートル以内の場合は片道200円(消費税別)、片道5キロメートル以上の場合は片道400円(消費税別)を徴収する。

4 前二項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(緊急時における対応方法)

第8条 従業者は、訪問リハビリテーションを実施中に利用者の病状に急変、その他の緊急事態が生じた場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

(研修)

第9条 事業所は、従業者の資質向上を図るための研修の機会を設けるとともに業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 : 採用後6ヶ月以内。
- (2) 継続研修 : 年1回以上。

(秘密保持)

第10条 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約時に取り交わすものとする。

(従業者の禁止行為)

第11条 従業者においては、以下の行為を禁止するとともに、誤解を生む言動を慎むものとする。

- (1) 医師以外の従業者による医療行為(理学療法士等が行う診療の補助行為を除く)。
- (2) 利用者又は家族の所持する多額の金銭、貴重品などを預かる行為。
- (3) 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食等の授受行為。
- (4) 身体拘束、利用者の行動を制限する行為(利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く。やむを得ず身体拘束等を行う際は態様、時間、利用者の状況、理由を記録する)。
- (5) 利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他の迷惑行為。

(規程の閲覧)

第12条 本規程については、利用者又はその家族から要望があれば、閲覧に応じるとともに内容について十分に説明を行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第13条 事業所が提供するサービスについての要望・苦情は、サービス担当従業者及び静和記念病院に常設してある相談窓口(地域医療連携室)の相談員(社会福祉士)が対応し、管理者、主治医、医療安全管理者、事務長が連携して必要な措置を講ずることとする。

2 事業の運営に当たっては、関係法令の規定事項を遵守するとともに監督機関の指導監査等において指摘、改善要求のあった事項については、速やかに対応し、改善を図ることとする。

3 この規程に定めるもののほか、事業の管理運営に関する重要事項は、医療法人社団静和会と事業所の管理者において適時、協議のうえ決定する。

附則

この規程は、平成30年6月1日から施行する。

この規程は、平成30年7月1日に改定し同日より施行する。

この規程は、令和元年6月1日に改定し同日より施行する。

この規程は、令和元年8月1日に改定し同日より施行する。

この規程は、令和元年9月1日に改定し同日より施行する。

この規程は、令和元年10月1日に改定し同日より施行する。

この規程は、令和2年1月1日に改定し同日より施行する。

この規程は、令和2年4月1日に改定し同日より施行する。

この規程は、令和2年7月1日に改定し同日より施行する。

この規程は、令和3年6月1日に改定し同日より施行する。

この規程は、令和4年5月11日に改定し同日より施行する。

この規程は、令和6年6月1日に改定し同日より施行する。